

## 障害の種別を超えた学校教育制度から 障害個別および個人のニーズに対応したインクルーシブ教育へ

2012年9月10日

特定非営利活動法人 ろう教育を考える全国協議会

理事長 小中 栄一

学校教育法で定める現行の特別支援教育制度は、障害の種別を超えた学校教育を理念とし統合的な特別支援教育を目標にしています。これに対し、統合を推進することにより障害個別教育の「専門性」「集団性」が損なわれてきていることが指摘されています。特別支援教育の理念である『特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換』が崩れることになってしまうことは大きな問題であると考えます。

障害者権利条約の第24条に定める「教育」の条項に即して、現行の特別支援教育制度を発展的に改善していくことにより、インクルーシブ教育を推進することが必要と考え、以下の意見を提出します。

### 1. 就学相談・就学先決定の在り方について

二つの視点が重要です。一つは早期教育の重要性。もう一つは就学相談に関わる体制の整備と専門家の配置です。

聴覚に障害のある乳幼児について言えば、人工内耳、言語（手話を含む）の習得等も含め、保護者に対し、早期からの情報提供、支援は非常に大切です。その仕組みを医療だけでなく、教育、療育機関、相談支援機関（聴覚障害者情報提供施設等）により構成されるものにしていく必要があります。行政（就学支援委員会等）がイニシアチブをとり、医療、教育、療育機関、相談支援機関等との連携をつくっていくことが望ましいと考えます。

就学支援委員会には、ろう・難聴教育に関する専門性を持つ委員がいないのが実情です。無理なインテグレーションなどの弊害が今もある中、継続的な支援を行う就学支援委員会に、情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える子どもたちの実態、その成長、社会参加等の支援の重要性を認識したろう・難聴教育の専門家を経験者として配置することが必要です。

#### (1) 早期発見、早期治療、早期支援

- ・保護者への相談、情報提供、移動支援、経済的支援、就学先相談

#### (2) 就学先決定の仕組みの再検討

- ・障害をもつ本人及び保護者の合意形成
- ・東松山方式及び東大阪方式の検討
- ・学校教育法施行令の見直し

#### (3) 一貫した支援体制の構築

- ・個別の発達段階に応じて障害を持つ本人及び保護者への支援
- ・個別教育支援計画の策定

## 2. 特別支援教育を推進するための人的・物的な環境整備

障害者権利条約における合理的配慮に基づく人的・物的な環境整備は、新しい概念です。聴覚に障害のある子どもたちの場合、言語（手話を含む）と手話、文字等の様々なコミュニケーション手段の選択を保障していくことが求められます。合理的配慮についての理解を広めていくこと、実践例（事例）を確実につくっていくことが大切です。

### (1) 環境整備全般

- ・バリアフリー新法及び交通基本法（仮称）による環境整備
- ・障害者総合支援法による移動支援等の活用、検討

### (2) 合理的配慮

- ・障害者権利条約、障害者基本法及び障害者差別禁止法（仮称）に定める合理的配慮を検討、整理

### (3) 交流及び共同学習並びに通級支援

### (4) 個別支援センターの設置及び活用

特別支援学校がセンター機能を有するという体制ではなく、特別支援学校とは独立した機関（組織）として、特別支援学校と地域の学校の両方を支援する機能を有する個別支援センターを設置することが望ましいと考えます。

- ・障害を持つ本人及び保護者への早期教育支援
- ・障害をもつ本人及び保護者へのサポート（医療支援、移動支援、経済的支援等）
- ・障害をもつ本人及び保護者への情報提供
- ・障害をもつ本人及び保護者への就学相談
- ・特別支援学校及び地域学校教職員へのサポート（専門的な教育指導支援、研修支援、相談支援）
- ・障害をもつ本人の言語（手話を含む）の発達及びコミュニケーション発達を評価・支援する仕組みの構築
- ・教育、心理、福祉、医療に精通した専門家、介助者及び障害をもつ当事者の配置

## 3. 教職員の確保及び専門性の向上のための方策

教員の人事異動に関しては、学校として障害種毎の専門性を確保していくことを考慮した上で、同一校における校長をはじめとする教員の在職年数の延長など弾力的な人事上の配慮が重要です。また障害のある教職員を一定程度確保することが必要です。障害を持つ子どもたちのロールモデルとなり、かつ障害のない教員が障害のある教員とともに毎日の教育実践を進めることは、実感のともなうものとして共生教育、共生社会の理解につながります。

障害特別支援学校教諭免許状を保有せずに特別支援学校に異動した教員に対し、数年内に保有させること、教員養成課程及び現任研修において手話、指文字、点字、触点字などを身につけること、これらを教育委員会の責務として明確にして着実に進めていくことが肝要です。

### (1) 教職員の専門性の確保

- ・専門性を確保している教職員の人事異動への配慮及び配置転換

## (2) 教職員の養成・研修・免許

- ・ 研修制度の拡充、研修を受けやすい環境への配慮、免許制度の見直し

## (3) 教職員への障害のある者の採用

- ・ 障害をもつ教職員の一定程度の配置（確保）

## 4. 特別支援学校体制の見直し

ろう・難聴教育では、サラマンカ宣言、障害者権利条約においてインクルーシブ教育に対する例外、つまり、ろう学校や難聴学級が本質的に必要であることが述べられています。現在のインクルーシブ教育の推進には、このことに触れていないことが大きな問題です。ろう学校はろう学校として残し、その専門性を他の学校にも生かしていくことが基本です。さらに、社会のリソース（資源や財産）、障害当事者団体や支援団体等の外部団体との連携をつくっていくことも大切です。

### (1) 特別支援教育、聾教育、盲教育の三体系とする

- ・ 特別支援学校（病弱、知的障害、肢体不自由）
  - ・ 聾学校（聴覚障害、聴覚障害を含む重複障害、盲ろう者）
  - ・ 盲学校（視覚障害、視覚障害を含む重複障害、盲ろう者）

## 障害者権利条約 第24条1項(e)

「学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。」および同条3項の「締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は次のことを含む適切な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者（特に児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。（政府仮訳）

以 上

特定非営利活動法人 ろう教育を考える全国協議会  
加盟団体

財団法人全日本ろうあ連盟

ろう・難聴教育研究会

全国聴覚障害教職員協議会

全日本ろう学生懇談会

一般社団法人全国手話通訳問題研究会

聴覚障害教育を考える北海道連絡協議会  
みやぎのろう教育を考える会  
埼玉の聴覚障害教育を考える会  
愛知のろう教育を考える会  
和歌山県聴覚障害者教育を語る会  
広島県の聴覚障害教育の明日を考える会  
福岡県聴覚障害者教育を考える会  
熊本県聴覚障害者教育を考える会  
宮崎県聴覚障害教育の充実をめざす連絡協議会  
社団法人大阪聴力障害者協会